

平成26年度第3回鳴門市児童福祉審議会 会議概要

日時 平成26年8月5日（火） 午後2時～

場所 本庁舎3階 会議室

出席者 委員12名、関係部課・事務局13名

欠席 委員4名

議事

1 開会

2 議事

(1) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の運営に関する基準について

「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の運営に関する基準」について、事務局から説明を行いました。

(2) 鳴門市の放課後児童健全育成事業の需要見込みと供給体制について

「鳴門市の放課後児童健全育成事業の需要見込みと供給体制」について、事務局から説明を行いました。

(委員)

鳴門西児童クラブの例では平成27年度の需要見込みの数字が全学年で94ということで、70人の定員を大きく上回っている。94人の受入れを実現する前提での具体策を伺いたい。

(事務局)

当面の間、上限は70名で対応させていただく。残りの24名について、すぐに全てを受け入れるということは難しい。実際の対応として27年度は上限の70人で受け入れを止める形になる。現在も、鳴門西クラブについては4年生以上の受け入れを制限している状況。来年度についても同様の運営の仕方になると思うが、これから何らかの解消策として、人数を考慮し、施設の増設等を検討するが、現実に希望者がこれだけ多くなるのか、実績の数字を見ながら対応したいと考えている。

第一小は2児童クラブになっている。ここは70人を超えているので、クラブを2つに割っている。施設の増設、あるいは同じ施設内で分割等、何らかの対処方法を地域と一緒に考えていく。28年度にはそういう数字が出ないように解消していきたいと思う。

(委員)

児童クラブを1つ増やすにも、簡単に2つに増やせるのか疑問。需要予測の数字を前提に準備をするということになるのか。

(事務局)

委員がおっしゃる通り、放課後児童クラブは簡単に分割できるわけではない。鳴門市では公設民営ということで、地域の方に運営委員会を組んでいただき、委託して運営していただいている。もちろん指導員の確保や、運営委員会の体制の問題等、いろんな準備が必要なのですぐには対応できない。そういったことも含め経過措置を含んだ基準を設定させていただいた。受入れ定員を超えた時には地域の方だけで考えるのではなく、行政も一緒に考えていきたい。

(委員)

都会では保育所で待機児童がたくさんいるという話があるが、児童クラブは基本的に定員で切り、そういった待機のお子さんが出るのはやむを得ないという考え方なのか、という点。それから28年度以降の鳴門西児童クラブの供給体制の数字が70から93や90に増えているのは、それに対して方策があるのでこのように突然増えていると考えてよいのか。

また、鳴門西児童クラブは鳴門公民館の一角でしていると思うが、93人も入れるスペースができるのか、方策をお聞きしたい。

(事務局)

児童クラブでも都会では待機児童という概念はある。今も70人の上限で運営されているが、施設規模が追いついていない場合は受け入れの調整をさせていただいている。ひとり親家庭や特別な支援が必要なお子さんから優先して、となる。実際にこの新制度で40人という基準が国から示され、鳴門市としては経過措置も設けるが、それに近づいていかないといけない。先程も申し上げたように地域の実情もあり、すぐには追いつけないという状況もあるので、調整しなければいけない時期はしばらく続くかと思う。できるだけ基準に近づけるように地域の方と相談しながらやっていきたいと考えている。

鳴門西は、公民館を使って運営しておられ、児童クラブ専用の施設ではない。今の所はある程度クラブを分割することで対応できるかと思うが、利用者が増えてきたとき、実際に子どもさんにとって利用しやすい環境かというのは、増設もしなければ難しいかもしれない。

確保方策で掲げている通り、提供体制にマイナスがでた時には利用環境に応じて分割や増設等で解消したい。ご相談を受けた場合は、できる範囲で対応していきたい。

(委員)

了解した。前々回の資料を見ても鳴門町内の小学生の子どもが増えるという話で、児童クラブが現状のままできるのか心配になったので質問した。基準があると思うが、いろいろとやっていただけたらいいと思う。

(委員)

瀬戸小学校の児童クラブは27年度から4人になるという数字。そのまま続けていくのか、それより合併したり、近くのところへ車で送ったりするのか。そこまではまだ決まっていな

いのか。

(事務局)

瀬戸小をみると需要見込みは4と出ている。現在、児童クラブ運営の最低基準人数は5人なので、このままいくと事業ができないということになってしまう。瀬戸小の児童クラブに話を聞かせていただいたところでは、平成27年度も10名程度利用があるであろうという話をいただいている。27年度の事業実施については問題ないと考えている。実際4人になった場合は、方策は考えなければいけない。26年度中に利用意向等も勘案しながら実際の運用を検討したいと考えている。今の聞き取り調査の中では、実際には、数字が4となるような話ではないと伺っている。

(委員)

了解した。

(会長)

増えすぎても問題だが、人数が少なくなって実施できないということも困る。事務局の説明では、5名以上は確保できると考えて良いということで、了解した。

(委員)

会議資料の職員の規定で、支援員2人以上とある。鳴門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)もあわせて見たいのだが、まず鳴門市の基準案として「小学校の授業の休業日は1日につき10時間、小学校の授業の休業日以外の日は1日5時間」となっている。次に「それぞれ当該各号に定める時間以上を原則」とする、ということに条例(案)はなっている。

原則5時間とすると、15時からとすると20時まで。休みの日は10時間とすると8時から18時まで。例えば人数が少ない児童クラブだったらいけると思うが、その人数が多くなった時、支援員の確保に問題がないか。2人で40人とか70人とかみるのかとなってきた時に、1日の労働時間が8時間とか、最低3人とか4人になってくると思うが、保育所だったら0歳児に何人保育士が必要というものがあるが、放課後児童クラブは特に書いていない。そのような基準がある程度あるのかどうかお知らせいただきたい。

保護者の方は非常に助かる制度だが、これがもしも20時までととなって、支援員が探せないとなると、それ以上に制限しなくてはいけないということも考えられる。そこも考えられていると思うが、運営する方としてはどうなのかなと思う。

もう一点。教育委員会の方もおられるので確認だけしたいのだが、学区について。

例えば鳴門教育大学の方に家があり、保育所は鳴門町内で預けて、幼稚園は撫養町にある私立幼稚園に預けた場合、小学校は鳴門西小学校に行ってくださいとなる。認定こども園だと保育所と幼稚園が連携しているので、例えば撫養町にある認定こども園の保育所に預けた場合、そのままその認定こども園の幼稚園に上がると思うが、その場合も鳴門西小学校に行かなければいけないと思う。確認だが、住所が鳴門町の教育大学の近くの場合、何もなければ、鳴門西小学校に行かなくてはいけないと思う。特殊な理由があつて、撫養町の小学校に行く要件にあてはまったら行けるという理解で良いか。以上2つのことについてお聞かせ願いたい。

(事務局)

1点目の回答。児童クラブについて、平日5時間という取り扱いだが、今までも1年生は早い時間に終わるため、15時から20時ではなく、概ね18時頃に終わるように13時から開所するなどしている。要綱の方では放課後から18時までとしており、夏休みも8時から18時まで。その中で10時間とか5時間という基準になっている。職員の確保については2人以上となっているが、50人を超えたところでは2人以上確保していただいている。事業者は最低基準を理由に今の基準を下げてはいけないというのを outs させていただく。今よりすごく多くなるというのではなく、今のレベルは守っていただくということ、維持したいという形。

(事務局)

2点目の件の回答に関して。まず認定こども園の考え方だが、認定こども園は、おっしやる通り保育と教育のあわさったもの。3歳未満に対しては保育所需要に応じて、それ以上のお子さんに関しては幼稚園需要にも応えるというもの。保育所に入られていた2歳の子が3歳になった途端別の施設に出るというのではなくて、そのまま認定こども園の保育所部分に残って保育所で3～5歳を過ごされる場合もあるし、途中で親御さんが仕事を辞められて、幼稚園部分だけ活用されるということも想定している。

(事務局)

教育委員会より。指定校変更の基準に関してのご質問だったかと思う。指定校変更の基準に関しては2年間かけて見直しを行い、27年度から新基準の適応を開始するという一方で、先日まで市内の方で説明会を行っていた。小学校にあがる時の考え方だが、特別に定める基準に該当する以外のお子さんについては、住所地の決められた小学校にあがっていただくという考え方になっている。

(委員)

了解した。

(3) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」について、事務局から説明を行いました。

(委員)

小規模保育事業、職員の条件が違うということだが、なぜAとBを作るのか。

(事務局)

基準がこれだけ違うと参入のハードルがかなり違ってくるかと思う。都会では待機児童の解消のため、少しでも保育事業者を増やしたいということで基準を低くしてB型小規模保育が作られている状況。補助基準額も変わってきている。A型とB型で受ける保育の質に差があってはならないというところで、市でも一定の基準を設けることになる。

(委員)

事業所内保育事業について。小規模事業所内、というふうに申請すれば、20人以下でも外部から受け入れしなくていいのか。

(事務局)

20人を超える施設でも、20人を超えない施設でも、事業所内保育という形態をとるのであれば、地域のお子さんの受け入れを行っていただくことになる。19人の施設であれば5人以上の地域の方を受け入れ、定員を10人にするならば3人以上の地域のお子さんを、41人とか50人ならそのうち12人は地域の方を受け入れていただく、ということになる。

(事務局)

小規模保育事業のA型が保育所の運営に近いような位置付け。B型は保育所運営と家庭的保育事業の中間のような位置付け、C型は家庭的保育に近い位置付けとなる。事業所内保育に関しては人数によって守るべき基準が若干変わってくる。20人を超える事業所内保育は認可保育所に順ずるような基準を満たしていただくようお願いしていきたいと考えている。

(委員)

鳴門市からの補助金は受けず、そのままの現状でいくという事業所内保育事業実施の可能性もあるか。

(事務局)

どちらかというところの方が多と思われる。

(4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」について、事務局から説明を行いました。

(委員)

法定代理受領について、保護者の方にどのくらい金額がかかっているかお示するということだが、利用する施設によって変わってくるのではないか。

(事務局)

法定代理受領の基本額に関しては同じ額。国から公定価格の表というものが示されている。何歳のお子さん1人に対してこういう保育を行ったらかかるべき費用、というのを算出している。どのお子さんであっても、こういう質の保育を行ったらこういう費用がかかるであろう、という額を算定されたものを公定価格として示されている。

その中で利用者負担の額も国が示してきているのだが、鳴門市が独自に利用者負担額の設定をさせていただいていて、ほぼ国の基準より低い金額にして、利用者負担の設定をさせていただいている。市から施設に払う施設型給付の額は、「国が定めた公定価格－利用者からもらうべき額」になってくるので、同じ施設を利用しているお子さんに関しては、公費の上限は同じだが、もらう保育料は違う。

(委員)

保育所、幼稚園、認定こども園等、行く場所が変わってもその辺りの金は変わらないということになるのか。

(事務局)

施設規模によっても変わる。居住地域によっても変わる。

(委員)

その辺りが変わってくると、親御さんによっては比較して意見や不満が出てきそう。

(事務局)

施設規模が大きくなればなるほど単価が低くなる傾向にある。100人の保育所の0歳児の単価よりも、20人の施設の0歳児の単価が高くなっている傾向はある。それをもって、損得を計算するか、あるいは園の魅力、集団や保育士さんのあり方等、そういう部分でご判断いただければ、とは思う。園によって施設型給付の額は変わってくる。

(委員)

単純なところで親御さんは比較されると思うので、その辺りが分かるように、何か提示する必要があると思う。

(5) 保育の必要量認定における就労下限時間の設定について

「保育の必要量認定における就労下限時間の設定について」事務局から説明を行いました。

(委員)

保育標準時間と保育短時間についてお聞きしたい。月に100時間働いている場合は保育短時間しか受けられないという理解でよいか。

(事務局)

保育標準時間の下限値が120時間以上なので、月100時間お仕事をされている場合は保育短時間でのお願いということになる。保育標準時間、保育短時間を判定する保護者だが、どちらか一方ではなく、保護者両方になる。ひとりの方が120時間越えていても、もうひとりの方が50時間となると、保育所の入所用件を満たさないというのは今まで通り。ただし今までは65歳以下の同居の親族に関して、その方の就労時間もみて、その方も就労していなければ自宅で保育となっていたが、新制度では保護者の方に同居の親族がいても、それは関係なく保護者の方だけの就労条件をみて、入所できるかできないかということになる。

(委員)

労働時間について、64時間以上120時間未満の人もたくさんいると思う。8時間までしか預けられないというのは制約がきつい。通勤時間もあるので8時間以内だとできる仕事がかかり限られてくることは理解していただきたい。例えば、保育短時間、保育標準時間を選べるようにしてもいいと思う。保育短時間の方が、保育料が少し安くなって保護者にメリットになる。保護者によっては保育短時間ではどうしても働けない、少しお金を出していいから保育標準時間11時間預けたいという方もたくさんいると思うので、その辺りは少し柔軟な対応ができないかなと思う。

(事務局)

選択肢の話だが、保育標準時間の認定を受けた方でも保育短時間を選択するという事は可能になる。ただし保育短時間に認定された方には、保育標準時間という選択肢は現在お示しできない状態。しかし8時間だから全とお帰りいただくということではなく、保育所の開いている時間では延長保育という形で対応させていただける。保育短時間の方に関しては延長保育時間が長くなるかと思うが、それが別料金になる。各施設で延長保育を受ける場合の

1時間あたりの料金、あるいは1か月あたりの料金を保護者に提示していただく必要はあるかと思う。利用自体は可能だが別料金になるという扱い。

(委員)

保育短時間は保育1日8時間だが、開所している時間のどこでもいいので8時間、というふうにフレキシブルに動かせるのか。

(事務局)

各施設が決定することになる。保育所の例を挙げると、8時間を8時から16時にするところや、7時から15時までにするところもある。ただしその施設を選択したからには、必ずその時間帯になる。10時に来ても16時まで、11時に来ても16時まで。その保育短時間が利用できる時間帯の幅は、この施設ではここからここまで、それ以外の時間を利用するならば後はすべて延長保育となる。施設側が、保育短時間の子の登園時間から降園時間までの時間を全てチェックする必要はない、という事になる。

(委員)

現在、就労していないと保育所に入れないこと。在宅で保育されている中には、認定をされていないが、養育上、気になるお子さんを持つ家庭もある。家庭で保育しているより、保育所へ入所することで発達が促されるだろうというお子さん。しかしお母さんが就労していない。その基準について考えておられないか。診断がおりない微妙なところにいるお子さんについて、鳴門市の判断だけでそれが可能になるのであれば、そういったお子さんの入所の枠を作っていただけると助かるご家庭もあろうかと思う。お子さんにとっても発達の助けとなると思う。国が示す基準もあるが、オリジナルですることは可能か。

(事務局)

48時間～64時間のところを、そういう社会的な保育を必要とする子どもさんに限っては鳴門市独自に受け入れられないか、というお話かと思う。就労下限時間を48時間から64時間の中で市町村が決めるなかで、今回お示しさせていただいたのは下限の48時間。

保護者の方にしてみても、お子さんに特別な支援が必要な場合、すぐにフルタイムで働くというのはなかなか難しいと思われる。そういったことを考慮できるのは下限の48時間ではないかと思い、このように設定させていただいている。

(委員)

柔軟な対応がこの小さな鳴門のいいところではないかと感じているので、その辺りを考慮に入れていただけたら、より深い支援ができるのではと思う。

(会長)

貴重なご意見だと思う。48時間にする事のメリットはわかったが、デメリットもあるかと。おそらく時間を持て余している保護者の方は、いないと思うが、色々な問題もあるかもしれないが、鳴門市の姿勢としてはそうしていくと。48時間にするると2%の該当する方が出てくるということだが、2%は何人ぐらいかわかるか。

(事務局)

26年度の4月1日現在で、現在の鳴門市の基準での64時間以下となるのは17家庭となっている。

(会長)

枠を広げるということは大切なことかもしれない。

下限時間は48時間とするということでしょうか。

—異議無し—

3 その他

「今後の流れ（スケジュールの状況）」について、事務局から説明を行いました。

4 閉会